



県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和4年11月25日(金) 第10054号

目次

	ページ
公 告	
○土地利用基本計画の変更(地域創生課)	2
○土地改良事業計画の決定に係る縦覧(農村整備課)	2
○開発工事の完了(建築課)	2
公営企業訓令	
○群馬県企業局職員倫理規程(総務課)	3
入札公告	
○一般競争入札の実施(がんセンター)	6

■ 公 告

国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第9条第1項の規定により定める群馬県土地利用基本計画を次のとおり変更したので、同条第14項において準用する同条第13項の規定により公表する。

なお、「計画図の変更部分を図示した図書」は、省略し、群馬県地域創生部地域創生課及び館林市に備え置いて縦覧に供する。

令和4年11月25日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 変更年月日 令和4年10月14日
- 2 変更内容 農業地域の一部変更（「計画図の変更部分を図示した図書」のとおり）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営宮室原中土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

令和4年11月25日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 縦覧に供する書類 土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間 令和4年11月28日から同年12月23日まで
- 3 縦覧に供する場所 前橋市役所及び高崎市役所

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により検査済証を交付したので、次の開発行為に関する工事が完了した旨を公告する。

令和4年11月25日

群馬県知事 山本 一 太

番号	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
1	邑楽郡明和町大佐貫190-5、202-3、190-5先水路	邑楽郡明和町大佐貫171番地5 阿久澤和也
2	邑楽郡大泉町大字吉田字東谷800-1、801-1	邑楽郡邑楽町大字中野2803番地12 柿沼利明、柿沼明子
3	佐波郡玉村町大字下新田1153-1	佐波郡玉村町大字南玉167番地2 コイザワ ハイツ201 岩谷篤、岩谷実紀

■ 公営企業訓令

群馬県公営企業訓令第二号

県庁
地域機関

群馬県企業局職員倫理規程を次のように定める。
令和四年十一月二十五日

群馬県企業管理者 中島 啓介

群馬県企業局職員倫理規程

(目的)

第一条 この規程は、職務の執行の公正さに対する県民の疑惑や不信を招くような行為等の防止に関し必要な事項を定めることより、公務に対する県民の信頼を確保するとともに、職員が官民共創を推進するために事業者等との交流を図ることができ、環境を整備することを目的とする。

(定義等)

第二条 この規程において、「職員」とは、企業局に勤務する地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第三条第二項に規定する一般職に属する職員をいう。

2 この規程において、「管理職員」とは、群馬県企業職員給与の種類及び基準を定める条例(昭和三十三年群馬県条例第四十四号)第三条の二の規定により管理職手当を支給される職員をいう。

3 この規程において、「事業者等」とは、法人(法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。)、その他の団体及び事業を行う個人(当該事業の利益のためにする行為を行う場合における個人に限る。)をいう。

4 この規程の規定の適用については、事業者等の利益のためにする行為を行う場合における役員、従業員、代理人その他の者は、前項の事業者等とみなす。

5 この規程において、「利害関係者」とは、職員が職務として携わる次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。ただし、職員の職務との利害関係が潜在的なものにとどまる者又は職員の裁量の余地が少ない職務に関する者として企業管理者が別に定める者を除く。

一 許認可等(行政手続法(平成五年法律第八十八号)第二条第三号に規定する許認可等及び群馬県行政手続条例(平成七年群馬県条例第四十四号)第二条第四号に規定する許認可等をいう。を)する事務 当該許認可等を受けて事業を行って

いる事業者等(前項の規定により事業者等とみなされる者を含む。以下同じ。)、当該許認可等の申請をしている事業者等又は個人(同項の規定により事業者等とみなされる者を除く。以下「特定個人」という。及び当該許認可等の申請をしようとしていることが明らかである事業者等又は特定個人

二 補助金等(群馬県補助金等に関する規則(昭和三十一年群馬県規則第六十八号)第二条第一項に規定する補助金等をいう。を)を交付する事務 当該補助金等(当該補助金等を直接にその財源の全部又は一部とする同条第三項に掲げる間接

補助金等を含む。以下この号において同じ。)の交付を受けて当該交付の対象となる事務又は事業を行っている事業者等又は特定個人、当該補助金等の交付の申請をしている事業者等又は特定個人及び当該補助金等の交付の申請をしようとしていることが明らかである事業者等又は特定個人

三 立入検査、監査又は監察(法令(条例及び企業管理規程を含む。以下同じ。)の規定に基づき行われるものに限る。以下「検査等」という。)をする事務 当該検査等を受ける事業者等又は特定個人

四 不利益処分(行政手続法第二条第四号に規定する不利益処分及び群馬県行政手続条例第二条第五号に規定する不利益処分をいう。)をする事務 当該不利益処分をしようとする場合における当該不利益処分の名あて人となるべき事業者等又は特定個人

五 行政指導(群馬県行政手続条例第二条第七号に規定する行政指導をいう。)をする事務 当該行政指導により現に一定の作為又は不作為を求められている事業者等又は特定個人

六 群馬県企業局(以下「局」という。)が所掌する事務のうち事業の発達、改善及び調整に関する事務(前各号に掲げる事務を除く。) 当該事業を行っている事業者等

七 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十四条第一項に規定する契約に関する事務 当該契約を締結している事業者等、当該契約の申込みをしている事業者等及び当該契約の申込みをしようとしていることが明らかである事業者等

八 入札(地方自治法第二百三十四条第一項に規定する一般競争入札及び指名競争入札をいう。以下この号において同じ。)に関する事務 当該入札に参加するために必要な資格を有する事業者等(過去三年間に職員が職務として携わる事務に係る入札に参加したことがあるものに限る。)

6 職員に異動があった場合において、当該異動前の職に係る当該職員の利害関係者であった者が、異動後引き続き当該職に係る他の職員の利害関係者であるときは、当該利害関係者であった者は、当該異動の日から起算して三年間(当該期間内に、当該利害関係者であった者が当該職に係る他の職員の利害関係者でなくなったときは、その日までの間)は、当該異動があった職員の利害関係者であるものとみなす。

7 他の職員の利害関係者が、職員をしてその職に基づく影響力を当該他の職員に行使させることにより自己の利益を図るためその職員と接触していることが明らかなる場合においては、当該他の職員の利害関係者は、その職員の利害関係者でもあるものとみなす。

(倫理行動規準)

第三条 職員は、群馬県職員としての誇りを持ち、かつ、その使命を自覚し、次に掲げる事項をその職務に係る倫理の保持を図るために遵守すべき規準として、行動しなければならない。

一 職員は、県民全体の奉仕者であり、県民の一部に対してのみの奉仕者ではないことを自覚し、職務上知り得た情報について県民の一部に対してのみ有利な取扱

いをする等県民に対し不当な差別的取扱いをしてはならず、常に公正な職務の執行に当たらなければならないこと。

二 職員は、常に公私の別を明らかにし、いやしくもその職務や地位を自らや自らの属する組織のための私的利益のために用いてはならないこと。

三 職員は、法令により与えられた権限の行使に当たっては、当該権限の行使の対象となる者からの贈与等を受けること等の県民の疑惑や不信を招くような行為をしてはならないこと。

四 職員は、職務の遂行に当たっては、関係法令若しくは職務上の義務に違反し、又は公正な職務の遂行を損なうおそれのある行為を求める要求に応じてはならないこと。

五 職員は、職務の遂行に当たっては、公共の利益の増進を目指し、全力を挙げてこれに取り組みなければならないこと。

六 職員は、セクシュアル・ハラスメント（他の者を不快にさせる職場における性的な言動及び職員が他の職員を不快にさせる職場外における性的な言動をいう。）、パワー・ハラスメント（職務に関する優越的な関係を背景として行われる、業務上必要かつ相当な範囲を超える言動であつて、職員又は職員が業務上の関係を有する職員以外の者に精神的若しくは身体的な苦痛を与え、これらの者の人格若しくは尊厳を害し、又は職員の勤務環境を害することとなるようなものをいう。）その他のハラスメントを行ってはならないこと。

七 職員は、職務の遂行に当たっては、年齢、性別、国籍、障害の有無等を理由とする不当な差別的言動をしてはならないこと。

八 職員は、勤務時間外においても、自らの行動が公務の信用に影響を与えることを常に認識して行動しなければならないこと。

（禁止行為）
 第四条 職員は、次に掲げる行為を行ってはならない。

一 利害関係者から金銭、物品又は不動産の贈与（せん別、祝儀その他これらに類するものとしてされるものを含む。）を受けること。

二 利害関係者から金銭の貸付け（業として行われる金銭の貸付けにあつては、無利子のもの又は利子の利率が著しく低いものに限る。）を受けること。

三 利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で物品又は不動産の貸付けを受けること。

四 利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で役務の提供を受けること。

五 利害関係者から未公開株式（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第十六項に規定する金融商品取引所に上場されておらず、かつ、同法第六十七條の十一第一項の店頭売買有価証券登録簿に登録されていない株式をいう。）を譲り受けること。

六 利害関係者から供応接待を受けること。

七 利害関係者と共にゴルフをすること。

八 利害関係者と共に遊技又は旅行（公務のための旅行を除く。）をすること。

九 利害関係者をして、第三者に対し前各号に掲げる行為をさせること。

2 前項の規定にかかわらず、職員は、次に掲げる行為を行うことができる。

一 利害関係者から通常一般の儀礼の範囲の香典その他これらに類するものの贈与を受けること。

二 利害関係者から一般に配布するための宣伝用物品、通常一般の儀礼の範囲の記念品その他これらに類するものの贈与を受けること。

三 利害関係者から職務の遂行上必要と認められる程度の成果品、試供品その他これに類するものを受け取ること。

四 職務として利害関係者を訪問した際に、当該利害関係者から提供される事務用品等の物品を使用すること。

五 職務として利害関係者を訪問した際に、当該利害関係者から提供される自動車（当該利害関係者がその業務等において日常的に利用しているものに限る。）を利用すること（当該利害関係者の事務所等の周囲の交通事情その他の事情から当該自動車の利用が相当と認められる場合に限る。）。

六 職務として出席した会議その他の会合において、利害関係者から茶菓の提供を受けること。

七 職務として出席した会議において、利害関係者から簡素な飲食物の提供を受けること。

八 多数の者が出席する式典、祝賀会、立食パーティーその他これらに類する会合（第八条第一項第一号において「式典等」という。）において、利害関係者から飲食物の提供を受けること。

九 県民の疑惑等を招くおそれがないと認められる場合に、自己の費用を負担して利害関係者と共にゴルフをすること。

十 同じ部局若しくは機関で勤務した関係又は局の機関が行った研修若しくは局から派遣されて参加した研修を同時に受けた関係がある者であつて、利害関係者に該当するものとの間においては、県民の疑惑等を招くおそれがないと認められる場合に、自己の費用を負担して利害関係者と共に遊技又は旅行をすること。

3 第一項の規定の適用については、職員（同項第九号に掲げる行為にあつては、同条の第三号。以下この項において同じ。）が、利害関係者から、物品若しくは不動産を購入した場合、物品若しくは不動産の貸付けを受けた場合又は役務の提供を受けた場合において、それらの対価がそれらの行為が行われた時における時価よりも著しく低いときは、当該職員は、当該利害関係者から、当該対価と当該時価との差額に相当する額の金銭の贈与を受けたものとみなす。

（私的な関係等による例外）
 第五条 職員は、私的な関係（職員としての身分にかかわらず関係をいう。以下同じ。）がある者であつて、利害関係者に該当するものとの間においては、職務上の利害関係の状況、私的な関係の経緯及び現在の状況並びにその行おうとする行為の態様等に鑑み、公正な職務の執行に対する県民の疑惑や不信を招くおそれがないと認められる場合に限り、前条第一項の規定にかかわらず、これらの規定に定める行為を行うことができる。

2 職員は、前項の公正な職務の執行に対する県民の疑惑や不信を招くおそれがない

かどうかを判断することができない場合においては、第十条第一項に規定する総括倫理監督者に相談し、その指示に従うものとする。

(利害関係者以外の者等との間における禁止行為)

第六条 職員は、利害関係者に該当しない事業者等であっても、その者から供応接待を繰り返し受ける等社会通念上相当と認められる程度を超えて供応接待又は財産上の利益の供与を受けてはならない。

2 職員は、自己が行った物品若しくは不動産の購入若しくは借受け又は役務の受領の対価を、その者が利害関係者であるかどうかにかかわらず、それらの行為が行われた場に居合わせなかった事業者等にその者の負担として支払わせてはならない。

(職員の職務に係る倫理の保持を阻害する行為等の禁止)

第七条 職員は、他の職員の第四条又は前条の規定に違反する行為によつて当該他の職員(第四条第一項第九号の規定に違反する行為にあつては、同号の第三者)が得た財産上の利益であることを知りながら、当該利益の全部若しくは一部を受け取り、又は享受してはならない。

2 職員は、第十条第一項に規定する総括倫理監督者その他職員の職務に係る倫理の保持に責務を有する者又は上司に対して、自己若しくは他の職員がこの規程に違反する行為を行った疑いがあると史料するに足りる事実について、虚偽の申述を行い、又はこれを隠ぺいしてはならない。

3 管理職員は、その管理し、又は監督する職員がこの規程に違反する行為を行った疑いがあると史料するに足りる事実があるときは、これを黙認してはならない。

(利害関係者と共に飲食及びゴルフをする場合の届出)

第八条 職員は、自己の飲食に要する費用について利害関係者の負担によらないで利害関係者と共に飲食をする場合において、自己の飲食に要する費用が一万円を超えるときは、次に掲げるときを除き、あらかじめ総括倫理監督者が定める事項を総括倫理監督者に届け出なければならぬ。ただし、やむを得ない事情によりあらかじめ届け出ることができなかったときは、事後において速やかに当該事項を届け出なければならぬ。

一 多数の者が出席する式典等において、利害関係者と共に飲食をするとき。

二 私的な関係がある利害関係者と共に飲食をする場合であつて、自己の飲食に要する費用について自己又は自己と私的な関係がある者であつて利害関係者に該当しないものが負担するとき。

2 職員は、自己の費用を負担して利害関係者と共にゴルフをする場合は、あらかじめ、総括倫理監督者が定める事項について、総括倫理監督者に届け出なければならぬ。ただし、やむを得ない事情によりあらかじめ届け出ることができなかったときは、事後において速やかに当該事項を届け出なければならぬ。

(総括倫理監督者への相談)

第九条 職員は、自らが行う行為の相手方が利害関係者に該当するかどうかを判断することができない場合又は利害関係者との間で行う行為が第四条第一項各号若しくは第二項各号に掲げる行為に該当するかどうかを判断することができない場合には、総括倫理監督者に相談するものとする。

(総括倫理監督者)

第十条 職員の職務に係る倫理の保持を図るため、職員倫理を監督する職員として、総括倫理監督者を置く。

2 総括倫理監督者は、企業局長とする。

3 総括倫理監督者は、この規程に定める事項の実施に関し、次に掲げる責務を有する。

一 職員からの第五条第二項及び第九条に規定する相談に応じ、必要な指導及び助言を行うこと。

二 職員の職務に係る倫理の保持に関し、必要な指導及び研修を行うこと。

三 職員の職務に係る倫理の保持のための体制の整備を行うこと。

四 この規程に違反する行為があつた場合に、その旨を企業管理者に報告すること。

4 総括倫理監督者は、その指定する職員に、この規程に定めるその職務の一部を行わせることができる。

(雑則)

第十一条 この規程に定めのあるもののほか、職員の職務に係る倫理の保持に關し必要な事項は、別に定める。

附則

この訓令は、公布の日から施行する。

■ 入札公告

次のとおり一般競争入札に付する。

なお、この公告による調達は、WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受けるものである。

令和4年11月25日

群馬県立がんセンター院長 鹿 沼 達 哉

1 調達内容

- (1) 購入等件名及び数量 手術室生体情報モニタ 一式
- (2) 調達件名の仕様等 入札説明書による。
- (3) 納入期限 令和5年9月30日（土）
- (4) 納入場所 群馬県立がんセンター
- (5) 入札方法 上記(1)の件名に対し入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格 次に掲げる要件を満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 群馬県財務規則（平成3年群馬県規則第18号。以下「規則」という。）第170条の2第3項の規定により作成された令和4・5年度物件等購入契約資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登録されている者であること。

なお、この公告の日現在で資格者名簿に登録されていない者については、規則第190条の2の規定により、令和4年12月8日（木）までに群馬県会計局会計管理課に入札参加資格審査申請を行い、同月22日（木）午後5時までに資格者名簿の登録を確認し、群馬県立がんセンター事務局経営課へその旨連絡すること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続開始又は再生手続開始（以下「手続開始」という。）の申立てをしていない者であること。ただし、手続開始の決定後に、入札に参加する資格に支障がないと認められる者は、この限りでない。
- (4) 本件入札公告の日から入札日までの間において、群馬県病院局財務規程（平成15年群馬県病院管理規程第5号。以下「規程」という。）第139条第1項又は第3項の規定による入札参加制限を受けていない者であること。
- (5) 入札日において、県から指名停止を受けていない者であること。
- (6) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- (7) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者をいう。）でないこと。
- (8) 当該調達物品納入後の保守体制が整備され、点検、修理、部品供給等を長期にわたり円滑に遂行し得ることを証明した者であること。

- (9) 本件と同種の物品について納入した実績があること。
(10) 日本国内において、県が行う立会検査に応じられる者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 申請書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先 〒373-8550 群馬県太田市高林西町617-1 群馬県立がんセンター事務局経営課 岩丸哲大 電話0276-38-0771（内線4132）

- (2) 入札説明書の交付方法 令和4年11月25日（金）から同年12月2日（金）までの日（群馬県の休日を定める条例（平成元年群馬県条例第16号。以下「休日条例」という。）第1条第1項に規定する休日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間、上記(1)の場所において交付する。

- (3) 入札参加資格の確認 入札に参加を希望する者は、入札説明書に規定する書類を添付した申請書（以下「申請書」という。）を次により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出された申請書等について県が説明を求めた場合は、速やかにこれに応じなければならない。また、入札参加資格確認結果は、令和5年1月5日（木）までに入札参加資格確認通知書で通知する。

ア 申請書等の提出期限 令和4年12月2日（木）午後5時まで（受付日及び時間は、休日条例第1条第1項に規定する休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで）

イ 申請書等の提出方法 郵送又は上記(1)の場所に持参とする。

なお、郵送による場合は、書留郵便とし、上記アの提出期限までに上記(1)の場所に必着のこと。また、封筒に「手術室生体情報モニタに係る入札参加資格確認申請書類在中」と朱書きすること。

ウ 提出部数 1部

- (4) 入札及び開札の日時及び場所 令和5年1月11日（水）午前10時 群馬県立がんセンター3階がんネット会議室（郵送による場合は、書留郵便とし、同月10日（火）午後5時までに上記(1)の場所に群馬県立がんセンター院長宛て親展で必着のこと。また、二重封筒の表封筒に「手術室生体情報モニタに係る一般競争入札書在中」と朱書きすること。）

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除

- (3) 入札の無効 本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他規程第142条各号に掲げる入札は、無効とする。

- (4) 契約書作成の要否 要

- (5) 落札者の決定方法 規程第116条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

また、落札者となるべき者が2者以上あるときは、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるとき又は郵送により入札を行った者でくじを引くことができないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとする。

- (6) その他 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Official in charge of disbursement of the procuring entity: KANUMA Tatsuya, Director of the Gunma Prefectural Cancer Center

- (2) Nature and quantity of the services to be required: Operating room biological information monitor 1 set

- (3) Delivery period: Saturday, September 30, 2023

- (4) Delivery place: Gunma Prefectural Cancer Center
- (5) Dates of issue for tender documents: Bidding explanation handbooks may be obtained from Friday, November 25, 2022 through Friday, December 2, 2022, from 9:00 a.m. to 12:00 a.m. and from 1:00 p.m. to 5:00 p.m., at the location noted below (8)
- (6) Time-limit for submission of application forms and attached documents regarding binding qualifications: Thursday, December 22, 2022 at 5:00 p.m.
- (7) Time-limit for tender: January 11, 2023 at 10:00 a.m. (bidding by registered mail must be received by January 10, 2023 at 5:00 p.m.)
- (8) Contact point for the notice : IWAMARU Akihiro, Management Office of Gunma Prefectural Cancer Center, 617-1, Takahayashinishi-cho, Ota-shi, Gunma-ken, 373-8550, Japan, TEL 0276-38-0771 (Japanese language only)

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111
